## 議案第75号

三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年9月1日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条 例(案)

三次市コミュニティセンター設置及び管理条例(平成17年三次市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ

甲奴コミュニティ	三次市甲奴	甲奴町甲奴 本郷 西野 梶田 福
センター	町西野74	田 小童(高山地区) 宇賀(高山
	番地	地区)

」を

Γ

カーター通りコミ	三次市甲奴	甲奴町本郷	西野
ュニティセンター	町本郷21		
	08番地		

」に

改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (三次市カーター通り駅設置及び管理条例の廃止)
- 2 三次市カーター通り駅設置及び管理条例(平成16年三次市条例第39号) は、廃止する。

(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行 日前においても、三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条 例(平成16年三次市条例第299号)の規定により行うことができる。